

木曽岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務 仕様書

1. 業務名

木曽岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務

2. 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで

3. 目的

国や県の動向、木曽岬町の健康増進及び食育推進の状況等を的確に把握し、木曽岬町が取り組むべき課題や施策の方向性等を定める木曽岬町健康増進計画・食育推進計画を策定することを目的とする。

4. 一体的に策定する計画（事項）

- ・健康増進計画（健康増進法第八条第二項に基づく計画）
- ・食育推進計画（食育基本法第十八条に基づく計画）

5. 業務内容

I. 令和 7 年度

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、県の関連計画、木曽岬町の概要及び社会経済的特性等について、木曽岬町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 住民アンケート調査の実施

①18 歳以上の町民アンケート調査の実施

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する意識を把握し、計画策定の基礎資料とする。調査票及び発送用・回収用封筒の印刷、封入封緘、宛名ラベルの貼付は受託者が行う。対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は委託者が行い、配布・回収に必要な郵送費は委託者が負担する。

受託者は調査票の設計及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	18 歳以上の一般町民 1,500 票（回収率 40.0%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②小中学生アンケート調査の実施

小学校 4～6 年生及び中学校 1～3 年生の生活実態や健康状態、福祉施策に対する意識を把握し、計画策定の基礎資料とする。調査案内及び封筒の印刷、封入封緘は受託者が行う。配布・回収に必要な作業は、委託者が行う。

受託者は調査票の設計及び回答用 WEB アンケートフォームの設計、集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	町内の小学校 4 年生～中学校 3 年生 230 票
調査方法	学校を通じた配布・WEB による回答
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③ワークショップの実施

次期計画の施策検討等に町民の意見を反映するため、委託者が別途依頼した講師によるワークショップの運営支援を行う。ワークショップの実施は 3 回程度を想定している。

受託者は、講師への謝金（1 回 100,000 円程度を想定）の支払及びワークショップで出た意見の取りまとめを行い、報告書としてとりまとめる。

Ⅱ．令和 8 年度

(3) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

健康増進及び食育推進に関する施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(4) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(5) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び木曽岬町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(6) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

Ⅲ. 令和 7・8 年度共通業務

(8) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4 回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(9) 健康増進・食育推進等に関する各種情報提供支援

健康増進・食育推進等に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や農林水産省等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して木曽岬町に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

6. 成果品

- ・アンケート調査報告書（A4 判、150 頁程度）：データー一式
- ・木曽岬町健康増進計画・食育推進計画（A4 判、100 頁程度）：データー一式
- ・木曽岬町健康増進計画・食育推進計画概要版（A4 判、4 頁程度）：データー一式
- ・情報提供資料一式

7. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上